

先物・オプション取引ルール

1. 先物・オプション取引口座開設

(1) 口座開設基準

当社で先物・オプション取引の口座を開設されるには、以下の条件が必要となります。

① 個人のお客様

- ・当社の「証券総合取引口座（未成年者口座を除く）」を開設していること。また、証券総合取引口座開設基準の条件を全て満たしていること。
- ・年齢が80歳未満であること
- ・日本証券業協会会員の金融商品取引業者（証券会社等）に勤務していないこと。
- ・日本証券業協会特別会員の登録金融機関（銀行・保険会社等）に勤務している場合、登録金融機関業務に従事していないこと。
- ・金融先物取引業協会の会員会社に勤務している場合、金融先物取引業務に従事していないこと。
- ・投資方針が「利回り・安定重視」ではないこと。
- ・十分な金融資産があること。
- ・先物・オプション取引に関する十分な知識があること。
- ・金融商品取引について十分な取引経験があること。
- ・当社 Web サイトの「重要事項のご確認」に記載の事項を全て確認されていること。
- ・「先物・オプション取引口座設定約諾書」、「先物・オプション取引に関する確認書 兼 差換預託に関する同意書」、「注意喚起文書 兼 指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面」及び「先物・オプション取引ルール」の内容を十分ご理解のうえ、お客様ご自身の判断と責任で取引することをご承諾いただけること。
- ・マネー・ロンダリング等の犯罪収益資金に係る取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために先物・オプション取引口座を使用しないこと。
- ・その他お客様情報のご登録内容、審査事項に対するご回答内容など総合的に判断し、当社が適格であると認める方。

② 法人のお客様

- ・当社の「証券総合取引口座」を開設していること。また、証券総合取引口座開設基準の条件を全て満たしていること。
- ・投資方針が「元本重視」ではないこと。
- ・資本金又はこれに相当する財産の額が100万円以上であること。且つ、十分な金融資産があること。
- ・先物・オプション取引に関する十分な知識があること。
- ・金融商品取引について十分な取引経験があること。
- ・当社 Web サイトの「重要事項のご確認」に記載の事項を全て確認されていること。
- ・「先物・オプション取引口座設定約諾書」、「先物・オプション取引に関する確認書 兼 差換預託に関する同意書」、「注意喚起文書 兼 指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面」及び「先物・オプション取引ルール」の内容を十分ご理解のうえ、お客様ご自身の判断と責任で取引することをご承諾いただけること。
- ・マネー・ロンダリング等の犯罪収益資金に係る取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために先物・オプション取引口座を使用しないこと。
- ・取引責任者の年齢が80歳未満であること
- ・その他お客様情報のご登録内容、審査事項に対するご回答内容など総合的に判断し、当社が適格であると認める方。

(2) 提出書類（電子提出）

- ・「先物・オプション取引口座設定約諾書」
- ・「先物・オプション取引に関する確認書 兼 差換預託に関する同意書」

(3) 口座開設までの流れ

- ① 当社「証券総合取引口座」の開設がお済みでないお客様は、当社 Web サイトより、お申込みください。
 - ② 当社 Web サイトにて「先物・オプション取引口座設定約諾書」、「先物・オプション取引に関する確認書 兼 差換預託に関する同意書」、「注意喚起文書 兼 指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面」、「先物・オプション取引ルール」及び「重要事項のご確認」の内容を十分にご理解ください。
 - ③ 日本株取引システムの「先物・オプション取引口座開設申込」より必要事項をご入力の上、お申込みください。
 - ④ 当社が必要と認めた場合には、電話等によるヒアリング審査を行います。
 - ⑤ 審査結果を日本株取引システムのログイン後メッセージに掲載しますのでご確認ください。
 - ⑥ 審査を通過されたお客様は「先物・オプション取引口座」を開設します。
- ※ 審査にあたり確認のため当社からご連絡させていただく場合がございます。また、口座開設基準を満たしていても社内審査によりご希望に副えないことがあります。当社はその理由について開示いたしませんのでご了承ください。

(4) 取引コース

当社の先物・オプション取引口座には、以下の3種類の取引コースがあります。

① 通常取引コース

当社における先物・オプション取引の一般的な取引コースで口座を開設した際は、当該コースが適用されます。

② アクティブ先物取引コース

日中取引及び夜間立会の発注必要証拠金について、SPAN 証拠金額に対する掛目を通常取引コースより低く設定したコースです。

③ アクティブ取引コース

日中取引の発注必要証拠金について、SPAN 証拠金額に対する掛目を通常取引コースより低く設定したコースです。但し、2015年6月27日より当該コースへの変更の受付を停止しております。

(5) 取引コースの変更

① 通常取引コースからアクティブ先物取引コースへの変更

通常取引コースからアクティブ先物取引コースへ変更するには、以下の条件を満たす必要があります。当該コース変更のお申込みは、先物・オプション取引システムの「取引コース変更」画面よりお手続きください。日中取引終了後に社内審査及び適用判定を行い、条件を満たしたお客様につきましては、アクティブ先物取引コースに変更いたします。また、審査結果を先物・オプション取引システムの「お客様へのお知らせ」に掲載いたします。なお、条件を満たしていても社内審査によりご希望に副えないことがあります。当社はその理由について開示いたしませんのでご了承ください。

- ・過去1年間において、立替金の発生がないこと。
- ・適用判定時において、先物・オプション取引の注文及び建玉残高がないこと。
- ・その他当社の定める要件を満たしていること。

② アクティブ先物取引コースから通常取引コースへの変更

アクティブ先物取引コースから通常取引コースへ変更するには、適用判定時において、先物取引の注文及び建玉がないことが条件となります。当該コース変更は、先物・オプション取引システムの「取引コース変更」画面よりお手続きください。日中取引終了後のシステム一括処理で通常取引コースに変更いたします。

③ アクティブ取引コースから通常取引コースへの変更

アクティブ取引コースから通常取引コースへ変更する際の条件はありません。当該コース変更は、先物・オプション取引システムの「取引コース変更」画面よりお手続きください。お客様のお手続きが完了した時点で通常取引コースに変更いたします。なお、通常取引コースへ変更した場合の建玉上限は、後記「4.- (10) 建玉上限枚数」が適用されます。

※ アクティブ取引コースが適用されている場合、アクティブ先物取引コースへの変更は、一旦、通常コースに変更した後、アクティブ先物取引コースへ変更してください。

2. 先物・オプション取引における基本的事項

- (1) 先物・オプション取引口座を開設されますとMR F（マネー・リザーブ・ファンド）はお取扱いできません。先物・オプション取引口座開設時にMR Fのお預り残高は全て返還（売却）し、MR F 累積投資口座は解約いたします。
- (2) 先物・オプション取引口座への振替は、お客様ご自身でお手続きいただけます。日本株取引システムの「入出金・振替」-「振替入金指示」画面又は「入出金・振替」-「振替出金指示」画面でお手続きください。
- (3) 当社では証拠金は現金のみ取扱います。代用有価証券での差入れは承っておりませんので予めご了承ください。
- (4) 最終建玉決済日（先物・オプション取引口座開設後、全く取引がない状態も同様とします。）から当社が定める期間を経過しますと、先物・オプション取引口座は閉鎖される場合があります。なお、先物・オプション取引口座が閉鎖されますと、再度、先物・オプション取引を行う場合には、新規に先物・オプション取引口座をお申込みされる場合と同じお手続きが必要となります。
- (5) アクティブ先物取引コースにおける注意事項
 - ① 通常取引コースからアクティブ先物取引コースに変更した場合又はアクティブ先物取引コースから通常取引コースに変更した場合は、お手続きが完了するまでの間、従前の取引コースによる取引となりますのでご注意ください。
 - ② 取引が可能な商品は、日経 225 先物取引及び日経 225 mini 先物取引のメジャー限月（3・6・9・12月の各限月取引）の直近1限月のみとなります。但し、売買最終日の4営業日前から次のメジャー限月の取引が可能となります。
 - ③ 建玉を次のセッションに繰越すことはできません。レギュラー・セッション終了時に未決済建玉がある場合、全ての注文を取消したうえ、クロージング・オークションで未決済建玉を強制決済させていただきます。また、全ての建玉が強制決済されない場合は、次のセッション以降に順次繰下げて強制決済させていただきます。なお、レギュラー・セッション終了時に未決済建玉がある場合は、当該建玉の強制決済が完了するまでの間は取引ができませんのでご注意ください。
 - ④ 毎取引日の日中取引終了後において建玉がある場合、値洗いは通常取引コースと同様の計算を行います。証拠金不足が発生した場合の手続き等につきましては、建玉の決済を除き、後記「5. 証拠金」に準じます。
 - ⑤ レギュラー・セッション時において、有効比率（有効証拠金÷発注必要証拠金（注文中の発注必要証拠金を除きます。）×100）がロスカット基準値を下回った場合、全ての注文を取消したうえ、全ての建玉を強制決済させていただきます。なお、当該基準値は、当社の任意で変更する場合がございます。変更する際には、先物・オプション取引システムのログイン後のお知らせに掲載いたします。
 - ⑥ 有効比率がロスカット・アラート基準値を下回った場合、ご登録いただいているメールアドレス宛にアラートメールを送信させていただきます。なお、当該基準値は、当社の任意で変更する場合がございます。変更する際には、先物・オプション取引システムのログイン後のお知らせに掲載いたします。

(6) アクティブ取引コースにおける注意事項

- ① アクティブ取引コースの掛目は日中取引にのみ適用するものとし、日中取引から繰越された注文を含む夜間立会は通常取引コースの掛目といたします。
- ② オプション取引の売建はできません。
- ③ 毎取引日の日中取引終了後において建玉がある場合、値洗いは通常取引コースと同様の計算を行います。証拠金不足が発生した場合の手続き等につきましては、後記「5. 証拠金」に準じます。

3. 取扱商品

当社の先物・オプション取引における取扱商品は、大阪取引所の上場商品のうち、当社が定める以下の商品となります。

取扱商品	売買・限月等	取引の単位 (対象指数に対する乗数)	呼値の単位
日経 225 先物取引	・買建・売建 ・シリアル限月（メジャー限月以外の限月取引）を含め、メジャー限月の直近2限月先まで ※取引最終日の10営業日 前の夜間立会よりメジャー限月の3限月先の取引が可能となります。	1,000円	10円
日経 225 mini 先物取引		100円	5円
TOPIX 先物取引		10,000円	0.50ポイント
ミニ TOPIX 先物取引		1,000円	0.25ポイント
J P X 日経インデックス 400 先物取引		100円	5ポイント
東証マザーズ指数先物取引		1,000円	1ポイント
NYダウ先物取引		100円	1ポイント
日経平均V I 先物取引		10,000円	0.05ポイント
TOPIX Core30 先物取引		1,000円	0.50ポイント
東証 REIT 指数先物取引		1,000円	0.50ポイント
日経 225 オプション取引	・コール・プット ・買建・売建 ・シリアル限月（メジャー限月以外の限月取引）を含め、メジャー限月の直近2限月先まで ※取引最終日の10営業日 前の夜間立会よりメジャー限月の3限月先の取引が可能となります。 ・全行使価格	1,000円	オプション価格 100円以下 : 1円 100円超 1,000円以下 : 5円 1,000円超 : 10円
TOPIX オプション取引			10,000円

4. 注文

(1) 注文種別

当社の先物・オプション取引における注文種別は通常注文、IFD注文、OCO注文、IFD-OCO注文、時間指定注文及び連続注文があります。また、発注時点の建玉状況及び注文状況により新規・決済の別を自動的に判別する「オートネットティング注文」があり、「口座管理」-「口座設定」-「注文入力方法」から設定することが可能です。詳細につきましては、当社 Web サイトをご確認ください。

(2) 執行条件

当社の先物・オプション取引における執行条件は成行、指値、最良指値、逆指値、最大指値、不出来引成、引成、引指、Tick 指値があります。なお、執行条件の訂正はできませんのでご注意ください。詳細につきましては、当社 Web サイトをご確認ください。

(3) 注文条件（執行数量条件・時間指定条件・有効期限条件）

当社の先物・オプション取引における注文条件は以下のとおりです。注文条件は注文種別などにより指定できない場合がございます。詳細につきましては、当社 Web サイトをご確認ください。

① 執行数量条件

条件	概要
F A S (Fill and Store)	一部約定後に未約定の残数が残る場合、残数を有効とする条件
F A K (Fill and Kill)	一部約定後に未約定の残数が残る場合、残数を失効させる条件 (発注時点において直ちに約定しない場合、全数量が失効となります。)
F O K (Fill or Kill)	全数量が直ちに約定しない場合、全数量を失効させる条件

② 時間指定条件

条件	概要
時間指定取消	指定した時間に達したとき当該注文を取消する条件
時間指定訂正（取消・再発注）	指定した時間に達したとき当該注文を取消し、予め指定した注文を発注する条件

③ 有効期限条件

条件	概要
当セッションのみ	日中取引又は夜間立会のそれぞれのセッションの取引終了まで有効とする条件
週中	発注日からその週の最終営業日の日中取引終了まで有効とする条件
取引最終日まで	取引最終日の日中取引終了まで有効とする条件
期間指定	指定した期間が満了する日の日中取引終了まで有効とする条件 (有効期間は最長21営業日先まで指定することが可能です。)

※ 有効期限条件に「当セッションのみ」以外を指定した場合、優遇手数料（ボリュームディスカウント）は適用されませんのでご注意ください。

※ 日中取引終了時の値洗い計算において、繰越注文に係る発注必要証拠金が取引余力を上回る場合、当該繰越注文のうち、新規注文は全て取消させていただきますのでご注意ください。

(4) 即時約定可能値幅制度

誤発注等による価格急変防止の観点から、直前の約定値段など基準となる値段から一定の値幅を超えて上昇又は下落する注文が発注された場合、注文を制限する制度が設けられております。その制度を即時約定可能値幅制度といい、以下の値幅を超えた注文が発注された場合、値幅の範囲内で対当できる数量を約定させうえて、取引が一時中断されます。また、取引の一時中断から一定時間経過後の対当値段が、基準となる値段から即時約定可能値幅の範囲外である場合には、取引を再開せず、対当値段に最も近接する当該即時約定可能値幅の値段に即時約定可能値幅の基準となる値段を更新し、再び一定時間、取引が一時中断されます。

商品	即時約定可能値幅
日経225先物取引（日経225 miniを含む） TOPIX先物取引（ミニTOPIX先物取引を含む） JPX日経インデックス400先物取引 東証マザーズ指数先物取引 TOPIX Core30先物取引 東証REIT指数先物取引	上下 0.8%
日経平均V I先物取引	上下 0.5ポイント
NYダウ先物取引	上下 1%
日経225オプション取引 TOPIXオプション取引	上下 10ティック

(5) 制限値幅

先物・オプション取引では相場の急激な変化により投資家が不測の損害を被ることがないように、取引所において制限値幅が設けられており、制限値幅算定基準値に以下の比率を乗じて得た値が制限値幅となります。

商品	通常制限値幅	第一次拡大制限値幅	第二次拡大制限値幅	
日経225先物取引（日経225 miniを含む） TOPIX先物取引（ミニTOPIX先物取引を含む） JPX日経インデックス400先物取引 東証マザーズ指数先物取引 TOPIX Core30先物取引 東証REIT指数先物取引	8%	12%	16%	
日経平均V I先物取引	10ポイント	拡大回数を限定せず、通常5ポイント刻みで順次拡大		
NYダウ先物取引	7%	13%	20%	
日経225 オプション取引	50円未満	4%	7%	10%
	50円以上 200円未満	6%	9%	12%
	200円以上 500円未満	8%	11%	14%
	500円以上	11%	14%	17%
TOPIX オプション取引	5ポイント未満	4%	7%	10%
	5ポイント以上 20ポイント未満	6%	9%	12%
	20ポイント以上 50ポイント未満	8%	11%	14%
	50ポイント以上	11%	14%	17%

※ 制限値幅は上記算出比率に基づき、四半期（株価指数先物取引、オプション取引は、3・6・9・12月、NYダウ先物取引は、1・4・7・10月）ごとに取引所が計算して公表します。

(6) サーキット・ブレーカー制度

先物相場が大きく変動した時に相場を安定させることを目的として取引所においてサーキット・ブレーカー制度が設けられており、先物取引（日経 225 mini を除く）の中心限月取引において、次の a) 且つ b) に該当した場合、同一資産を対象とする先物取引（ミニ含む）の全限月取引及び同一資産を対象とするオプション取引の全限月取引・全銘柄が一時中断され、制限値幅の上限（下限）が拡大されます。なお、詳細につきましては、取引所のホームページをご覧ください。

a) 制限値幅の上限（下限）値段に買（売）呼値が提示された（当該値段で取引が成立した場合を含む）場合

b) 制限値幅の上限（下限）値段から制限値幅の 10% を超える値段で 1 分間以上取引が成立しない場合

(7) 注文受付時間

当社の先物・オプション取引における注文受付時間は原則以下のとおりです。

日	月～金	土・祝日
0:00～4:00 7:00～24:00	0:00～15:15 16:10～24:00	0:00～24:00

(8) 取引時間

先物・オプション取引における取引時間は以下のとおりです。

区分	先物取引 (日経平均 V I 先物取引を除く)		日経平均 V I 先物取引		オプション取引	
	日中取引	夜間立会	日中取引	夜間立会	日中取引	夜間立会
プレ・ オープニング	8:00～ 8:45	16:15～ 16:30	8:00～ 9:00	16:15～ 16:30	8:00～ 9:00	16:15～ 16:30
オープニング・ オークション	8:45	16:30	9:00	16:30	9:00	16:30
レギュラー・ セッション	8:45～ 15:10	16:30～ 翌日 5:25	9:00～ 15:10	16:30～ 18:55	9:00～ 15:10	16:30～ 翌日 5:25
プレ・ クロージング	15:10～ 15:15	5:25～ 5:30	15:10～ 15:15	18:55～ 19:00	15:10～ 15:15	5:25～ 5:30
クロージング・ オークション	15:15	5:30	15:15	19:00	15:15	5:30

※ プレ・オープニング及びプレ・クロージングは、注文の受付のみで取引は成立しません。

※ 夜間立会の開始時から翌営業日の日中取引終了までを「一取引日」とします。また、値洗い差金等の計算は「取引日」単位で行われます。

【ノンキャンセル・ピリオドについて】

オープニング・オークション及び夜間立会のクロージング・オークションの直前 1 分間は、取引所が指定する商品に係る注文の訂正・取消ができない時間帯（ノンキャンセル・ピリオド）が設けられております。なお、取引所が指定する商品は、日経 225 先物取引、日経 225 mini 先物取引及び TOPIX 先物取引となります。また、ノンキャンセル・ピリオドの間に発注した訂正又は取消の注文は取引所においてエラーとなります。

(9) 注文上限枚数

当社の先物・オプション取引における注文上限枚数は、取引余力の範囲内となります。但し、建玉上限枚数を超えることとなる注文を発注することはできません。

(10) 建玉上限枚数

先物取引における総建玉上限枚数（※ 1）は、200 枚（日経 225 mini、ミニ TOPIX 先物、J P X 日経インデックス 400 先物、東証マザーズ指数先物、NY ダウ先物、TOPIX Core30 先物及び東証 REIT 指数先物取引については、1 枚あたり 0.1 枚として計算します。）以内の当社が定める枚数となります。なお、総建玉上限枚数のほか、商品別にも建玉上限枚数（※ 1）を設けております。総建玉上限枚数及び商品別の建玉上限枚数は先物・オプション取引システムの「口座管理」-「余力状況照会」画面（※ 2）にてご確認ください。また、オプション取引の売建玉における建玉上限枚数は 0 枚（※ 3）となります。

※ 1 先物取引の建玉上限枚数につきましては、お客様の資産状況等により引上げることが可能です。建玉上限枚数の引上げを希望されるお客様は、当社コールセンターにお電話にてお申込みください。

※ 2 建玉上限枚数は、ミニ換算で表示しているものがありますのでご注意ください。

※ 3 日経 225 オプション取引（売建）の建玉上限枚数につきましては、お客様の資産状況等により当社が定める枚数に引上げることが可能です。建玉上限枚数の引上げを希望されるお客様は、先物・オプション取引口座のお申込時にご選択いただくか当社コールセンターにお電話にてお申込みください。

(11) 取引規制

先物・オプション取引では、市場の動向に応じて取引規制を行うことがあります。

取引規制には、取引の状況に異常があると認める場合又はその恐れがあると認める場合に取引所が発動する取引規制と当社独自の判断による取引規制があります。

【取引所による取引規制】

- a) 制限値幅の縮小
- b) 証拠金の差入日時の繰上げ
- c) 証拠金額の引上げ
- d) 証拠金の有価証券による代用の制限
- e) 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ
- f) 取引代金の決済日前における預託の受入れ
- g) 株価指数先物取引の制限又は禁止
- h) 株価指数オプション取引の制限又は禁止
- i) 建玉制限

【当社独自の判断による取引規制】

- a) 発注必要証拠金を計算する際の SPAN 証拠金額に対する掛目の引上げ
- b) 最低維持証拠金を計算する際の SPAN 証拠金額に対する掛目の引上げ
- c) 注文上限枚数の引下げ
- d) 株価指数先物取引の制限又は禁止
- e) 株価指数オプション取引の制限又は禁止
- f) 建玉上限枚数の引下げ

また、夜間立会において、日中取引終了後のシステム一括処理の終了が遅延した場合、当日の取扱いを中止する又は注文受付の開始を取引開始時刻より遅らせる場合があります。

【当社独自のオプション取引の売建に係る取引規制】

- a) オプション取引において、日中取引終了時点の当社における売建玉の合計枚数が、当社が定める枚数を超えた場合には、当該超えた日の翌々取引日より取引を制限させていただきます。
- b) お客様の建玉の状況が、当社のリスク管理基準を超えたときは、当該超えた日の翌々取引日より取引を制限させていただきます。なお、制限の解除の判定は毎月の SQ 日ごとに行い、当社が制限を解除できると認める場合には、当該判定月の翌月の SQ 日の夜間立会より制限を解除いたします。

(12) 取引最終日

先物・オプション取引における取引最終日は、以下のとおりです。

商品	取引最終日
日経平均 V I 先物取引	各限月の翌月の第 2 金曜日（休業日にあたる場合は順次繰上げ）の 30 日前となる日（休業日にあたる場合は順次繰上げ）の前営業日に終了する取引日
NYダウ先物取引	各限月の第 3 金曜日に終了する取引日（休業日又は NYダウが算出されない日にあたる場合は、順次繰上げ）
上記以外	各限月の第 2 金曜日（休業日にあたる場合は順次繰上げ）の前営業日

(13) SQ について**① SQ 日**

SQ 日は取引最終日の翌営業日となります。

② SQ による決済

取引最終日を過ぎて未決済建玉がある場合には、SQ 値（特別清算数値）に基づいて決済されます。決済代金は以下のとおりです。なお、オプション取引の買建玉については、自動権利行使され権利消滅以外の建玉は権利放棄することができません。また、オプション取引の売建玉については、取引所より割当てられた数量を当社が定めるところにより、売建玉をお持ちのお客様に割当てます。

【先物取引】

売建玉の場合 決済代金 = (建単価 - SQ 値) × 建玉数量 × 取引単位 - (税込手数料)

買建玉の場合 決済代金 = (SQ 値 - 建単価) × 建玉数量 × 取引単位 - (税込手数料)

【オプション取引】

コール買建玉 決済代金 = (SQ 値 - 権利行使価格) × 建玉数量 × 取引単位

コール売建玉 決済代金 = (権利行使価格 - SQ 値) × 建玉数量 × 取引単位

プット買建玉 決済代金 = (権利行使価格 - SQ 値) × 建玉数量 × 取引単位

プット売建玉 決済代金 = (SQ 値 - 権利行使価格) × 建玉数量 × 取引単位

(14) 日中終値決定時の板寄せ直前における注文取消等の規制措置について

2016 年 7 月 19 日より、大阪取引所の新デリバティブ売買システムが稼働し、板寄せ直前時間帯に注文の訂正・取消を禁止するノンキャンセル・ピリオド (NCP) が導入されました。しかしながら、日中終値決定時 (15 時 15 分) の板寄せ直前時間帯 (1 分間) には NCP は導入されていないことから、当該時間帯の見せ玉等を防止するために注文取消等に係る規制措置が定められておりますのでご注意ください。

なお、日中終値決定時における板寄せ直前の取消等があった場合、その理由を確認するために当社よりご連絡させていただく場合がございますので、何卒ご了承ください。

規制措置の詳細につきましては当社 Web サイトをご確認ください。

5. 証拠金

(1) 証拠金の前受け

当社の先物・オプション取引は前受制です。新規建は「取引余力」の範囲内とし、決済は建玉の範囲内又は「取引余力」の範囲内とします。証拠金の拘束は建玉と注文の双方に対して行われます。

(2) 証拠金について

当社の先物・オプション取引を行うにあたっては、SPAN 証拠金額を基に計算した証拠金が必要となります。また、当社の先物・オプション取引で差入れ又は預託していただく証拠金は全額現金のみとさせていただきます。代用有価証券での差入れ又は預託は承っておりませんので予めご了承ください。

① 最低必要証拠金

先物・オプション取引に係る最低必要証拠金はありません。

② 発注必要証拠金

通常取引コース = {SPAN 証拠金額×1.0 (※1)} - ネットオプション価値の総額

アクティブ取引コース = {SPAN 証拠金額×当社が別途定める掛目 (※2)} - ネットオプション価値の総額

アクティブ先物取引コース = SPAN 証拠金額×当社が別途定める掛目 (※2)

③ 最低維持証拠金

最低維持証拠金 = {SPAN 証拠金額×1.0 (※3)} - ネットオプション価値の総額

④ ネットオプション価値の総額

ネットオプション価値の総額 = 買オプション価値の総額から売オプション価値の総額を差引いて得た額

※1 指数又はプライス・スキャンレンジの変動状況によっては、発注必要証拠金を計算する際の SPAN 証拠金額に対する掛目を上げることがあります。

※2 当社が別途定める掛目は、取引コースにより異なります。各取引コースの掛目については、当社 Web サイトをご確認ください。また、変更の都度、先物・オプション取引システムのログイン後のお知らせに掲載いたします。

※3 最低維持証拠金を計算する際の SPAN 証拠金額に対する掛目について当社の任意で上げることができるものとします。

(3) 値洗い

当社は、毎取引日の取引終了後、お客様の全建玉及び当該取引日の全取引の状況等に基づき、お客様の受入証拠金（有効証拠金）、最低維持証拠金を算出いたします。この結果、お客様の受入証拠金が最低維持証拠金を下回った場合には、不足額以上の額を追加証拠金として差入れ又は預託していただきます。証拠金の状況は、先物・オプション取引システムにてご確認ください。

※ 先物取引の建玉については、清算数値を基準として値洗いが行われ、その評価差損益は受入証拠金の計算に反映されます。また、翌営業日の受渡代金及び手数料なども受入証拠金の計算に反映されます。

※ オプション取引の建玉については、値洗いは行われず、清算値段を基準として算出されるネット・オプション価値の総額が最低維持証拠金の計算に反映されます。

※ 繰越注文に係る発注必要証拠金が取引余力を上回る場合、当該繰越注文のうち、新規注文は全て取消させていただきますのでご注意ください。

(4) 追加証拠金

値洗いの結果、受入証拠金が最低維持証拠金を下回った場合には、建玉決済（強制決済を含む）の有無に拘らず、最低維持証拠金を上回る額以上の追加証拠金を発生日の翌営業日の 15:20 までに先物・オプション取引口座に振替入金していただく必要があります。

追加証拠金を期限までにご入金いただけない場合には、発生日の翌営業日の夜間立会において当社の任意で全ての建玉を決済させていただきます。また、当該夜間立会の相場の状況等により全ての建玉が決済されない場合は、翌営業日の日中取引以降に順次繰上げて決済させていただきます。その際に発生した決済損はお客様の債務に帰属します。当該決済損が証拠金で充当できない場合には不足金が発生します。なお、強制決済後は、以後の当社における全ての取引を制限させていただきます。

※ 先物・オプション取引口座への振替は証券総合取引口座へご入金後、お客様ご自身で振替していただく必要がございます。

※ 追加証拠金は、発生日の 16:10 頃に確定いたしますので、先物・オプション取引システムにてお客様ご自身でご確認ください。なお、原則として当社より電話連絡等はいたしませんのでご注意ください。

(5) 不足金

先物・オプション取引の決済等により、お客様の先物・オプション取引口座に不足金が生じた場合は、不足金以上の額を当該取引の受渡日の 15:20 までに先物・オプション取引口座に振替入金していただく必要があります。

不足金を期限までにご入金いただけない場合には、当社の任意でお客様の証券総合取引口座から先物・オプション取引口座へ振替入金手続きを行うことがあります。その際に既にお客様が発注済みである注文を取消し又はお預りするお客様の有価証券を当社の任意で売却することにより充当させていただく場合があります。また、証券総合取引口座からの出金・出庫指示を当社の任意により取消させていただきます。さらに不足金が発生する場合には速やかに不足金をご入金いただきます。なお、不足金を期限までにご入金いただけない場合、以後の当社における全ての取引を制限させていただきます。

※ 先物・オプション取引口座への振替は証券総合取引口座へご入金後、お客様ご自身で振替していただく必要がございます。

※ 不足金は、発生日の16:10頃に確定いたしますので、先物・オプション取引システムにてお客様ご自身でご確認ください。なお、原則として当社より電話連絡等はいたしませんのでご注意ください。

6. 手数料

当社の先物・オプション取引に係る手数料は、「注意喚起文書 兼 指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面 別紙1 先物・オプション取引の手数料」又は当社 Web サイトをご確認ください。

7. A P I (Application Programming Interface) 接続を利用した取引について

当社とA P I 接続契約を交わしたサードベンダー (※) は、自社のシステムを当社の先物オプション取引システムにA P I 接続し、お客様にシステムトレード等のサービスを提供しております。

サードベンダーが提供するサービスには、当社は一切関知せず、また、当社が推奨、勧誘しているものではありません。当社はこのサービスの動作保証及びサポート等、一切の責任を負いませんのでお客様ご自身の責任でご利用ください。

なお、これらのサービスに関するご質問は、サードベンダーに直接お問合せください。

※ サードベンダーにつきましては、当社 Web サイトをご確認ください。

8. 本書面の変更

本書面の内容は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更される場合があります。変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときには、その変更事項を、個別に電子情報処理組織を使用する方法又は当社 Web サイト上の掲示による方法で通知いたします。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更に同意いただいたものとさせていただきます。

(2019年8月1日 改正)